

サービス管理責任者実務経験一覧表

業務範囲		具体的な対象施設・事業		年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務（※①）	i	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業	5年以上
		ii	児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター	
		iii	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	
		iv	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		v	特別支援学校	
		vi	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 （３）国家資格等※を有する者 （４）i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	
	直接支援業務（※②）	a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床	8年以上
		b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
		c	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		d	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（重度障害者多数雇用事業所）	
		e	特別支援学校	
		上記 a から e の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 （３）児童指導員任用資格者 （４）保育士 （５）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		5年以上
	該当資格者	国家資格等（※③）に係る業務に従事した期間が <u>通算3年以上の者</u> *で、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する者 * 児童発達支援管理責任者は国家資格等に係る業務に従事した期間が <u>通算5年以上の者</u>		3年以上

※① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※③ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

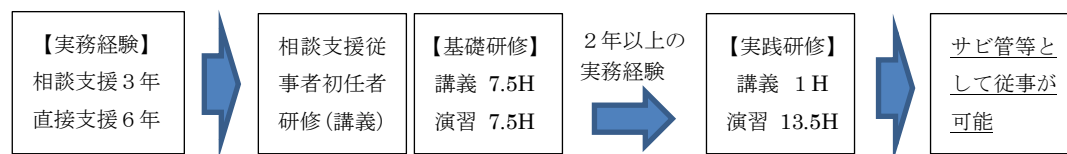
サービス管理責任者等研修の改正について

平成31年度からサービス管理責任者等研修の研修体系等が改定されました。

① 研修が基礎研修、実践研修に分かれます

- ・平成30年度までは研修修了後直ぐにサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事可能でしたが、平成31年度以降は基礎研修と実践研修を修了後に初めてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事することができます。
- ・基礎研修は実務要件に2年満たない段階から受講ができ、実践研修は基礎研修修了後、2年以上の相談支援業務、直接支援業務の経験が必要となります。
- ・直接支援業務による実務要件は現行の10年以上から8年以上に緩和されます。
- ・基礎研修受講と同じタイミングで相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講します。
- ・配置時の取扱いの緩和として、基礎研修修了者は2人目以降のサービス管理責任者として配置可能となります。（個別支援計画の原案の作成ができます。）

例) 今後のサビ管等研修の流れ



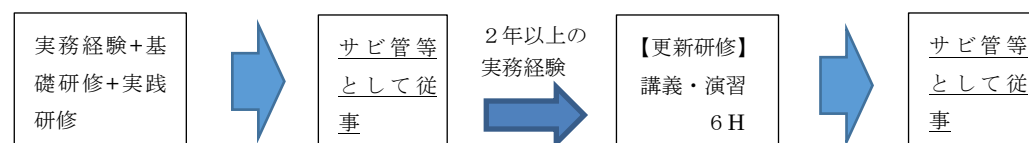
【経過措置】

- ・平成31年度から令和3年度までは、基礎研修受講時に実務経験を満たしている方（相談支援5年、直接支援8年）は基礎研修終了後にサービス管理責任者とみなされ、従事することができます。
- ※基礎研修修了後3年間に2年以上サービス管理責任者等として従事し、実践研修を修了しないとサービス管理責任者として業務ができなくなります。

② 更新研修が創設されます

- ・実践研修の修了翌年度から5年以内に更新研修を受けることが必要となります。
- ・更新研修の受講に当たっては、実践研修修了後に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者又は相談支援専門員としての実務経験が必要となります。

例) 更新研修の流れ



【経過措置】

- ・平成30年度までにサービス管理責任者等研修を受講した方は、令和5年度までに

更新研修を受講してください。その後の更新研修は、受講した年度の翌年度から5年以内となります。経過措置のため、更新研修の受講に当たって、2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者又は相談支援専門員としての実務経験は不要です。

※令和5年度までに更新研修を受講しなかった方は、実践研修を受講します。

③分野ごとの演習が廃止され、共通の演習内容で実施

- ・平成30年度までは各分野ごとに演習を実施していましたが、平成31年度以降は全分野同じ演習となります。(基礎研修・実践研修・更新研修すべて)
- ・平成30年度までにサービス管理責任者等研修を受講した方は、平成31年度以降はすべての分野のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事することができます。

※サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は実務要件に違いがあります。(児童発達支援管理責任者は児童・障害・障害児分野での経験が3年以上必要。)